

鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会の設立について

令和 7 年 4 月 2 4 日

漁 業 調 整 課

令和 7 年 3 月 1 8 日に、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 9 号。以下「法」という。）第 2 8 条の規定に基づく協議会を設立しました。本協議会では構成員として、鳥取県知事が必要と認める者として鳥取海区漁業調整委員会会長が参画します。

1 協議会の概要

- (1) 名 称 鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会
- (2) 目 的 遊漁船業利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行い、関係者全員で協力体制やルール等を構築し、遵守していくことを目的とする。
- (3) 構 成 員 鳥取県知事、鳥取県内の全ての遊漁船業者（設立時 1 7 0 者）、沿海漁業協同組合（田後漁協、鳥取県漁協、赤碕町漁協、米子市漁協）、鳥取海区漁業調整委員会会長
- (4) 事 務 局 鳥取県農林水産部水産振興局
- (5) 部会の設置 当協議会に二つの部会を設置
 - 東中部遊漁船部会：岩美町～北栄町に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者及び事務局（漁業調整課）
 - 西部遊漁船部会：琴浦町～境港市に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者及び事務局（漁業調整課、境港水産事務所）

※部会では、個々の協議案件について具体的な協議や意見交換、安全講習の開催や県からの連絡を実施。

- (6) 主な協議事項
 - ・ 光力規制、体長制限等の資源管理への協力体制の検討
 - ・ 遊漁船業を行う際のルール・マナーの設定（白いか釣での船間距離の確保やアンカーの使用方法等）
 - ・ 地域における出港中止・帰港の判断の統一基準の策定
 - ・ 利用者の安全確保に必要な営業体制の策定
 - ・ 海難発生時の連絡・救助体制の構築

2 第 1 回鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会

- (1) 開 催 日 令和 7 年 3 月 1 8 日（火）午後 2 時から午後 3 時まで
- (2) 開催場所 倉吉市防災センター 大会議室（倉吉市福守町 4 1 5 - 2）
- (3) 議 事
 - ①鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会規約（案）について（協議事項）
 - ②令和 7 年度事業計画（案）について（協議事項）
 - ③その他

（参考）遊漁船業の適正化に関する法律の抜粋

第 28 条 都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県知事

二 当該都道府県の区域内の遊漁船業者又は当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業団体（指定団体に限る。）

三 当該都道府県の区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会

四 関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する都道府県知事は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係地方公共団体その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会規約

第 1 目的

鳥取県知事は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「遊適法」という。）第28条第1項の規定に基づき鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置し、県内の遊漁船業における利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行う。

第 2 事業

協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内の遊漁船業における利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

第 3 協議事項

協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保に関する事項
- (2) 利用者の利益の保護に関する事項
- (3) 漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組の推進に関する事項

第 4 構成員

- (1) 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 鳥取県知事
イ 鳥取県登録の遊漁船業者
ウ 鳥取県沿海の漁業協同組合
エ その他鳥取県知事が必要と認める者

- (2) 協議会に会長を置く。会長は、鳥取県知事とする。

第 5 会長の職務

- (1) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (2) 会長は、その職務を代理する者（以下「会長職務代理者」という。）をあらかじめ指定する。
- (3) 会長職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を行う。

第 6 会議

- (1) 協議会の招集は、鳥取県知事がこれを行う。
- (2) 協議会の招集を受けた構成員は、協議会への出欠の回答を行わなかった場合、会長に権限を委任したものとみなす。
- (3) 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。また、第7の(1)に定める各部会から1名以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- (4) 協議会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として協議会に出席させることができる。この場合において、代理人が協議会に出席したときは、当該構成員は、協議会に出席したものとみなす。
- (5) 議事は会長が行う。会長は鳥取県農林水産部水産振興局の職員に議事の代行をさせることができる。

- (6) 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- (7) 協議会において協議が調った事項については、遊適法第28条第6項の規定により、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (8) 協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- (9) 会長は、議事録を作成し、これをインターネットの利用により公表しなければならない。

第7 部会

- (1) 協議会に次に掲げる部会を置き、各部会で第3に定める事項の協議を行うこととする。
 - ア 東中部遊漁船部会
 - イ 西部遊漁船部会
- (2) 部会は、次に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - ア 東中部遊漁船部会
 - (ア) 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課長
 - (イ) 北栄町以東に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者
 - (ウ) その他の鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課長が必要と認める者
 - イ 西部遊漁船部会
 - (ア) 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課長
 - (イ) 琴浦町以西に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者
 - (ウ) その他の鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課長が必要と認める者
- (3) 部会に部会長を置き、部会長は、鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課長とする。
- (4) 部会長は、その職務を代理する者（以下「部会長職務代理者」という。）をあらかじめ指定する。
- (5) 部会長職務代理者は、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときその職務を行う。
- (6) 部会の招集は、部会長がこれを行う。
- (7) 部会の招集を受けた構成員は、部会への出欠の回答を行わなかった場合、部会長に権限を委任したものとみなす。
- (8) 部会は、当該部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (9) 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- (10) 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- (11) 部会長は、部会で議決した結果等について、協議会において報告するものとする。

第8 その他

- (1) 協議会及び部会の事務局は、鳥取県農林水産部水産振興局において行う。
- (2) この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規約は、令和7年3月18日から施行する。

令和 7 年度事業計画

事業実施主体：鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会

区 分	主な取組内容	実施時期及び回数
東中部遊漁船部会	遊漁のルール・マナーの設定（白いか 釣の操業ルール等に関する協議）、連 絡・救助体制に関する協議、その他安 全講習等	令和 7 年 4 - 5 月（1 回） 令和 7 年 1 1 - 1 2 月（1 回）
西部遊漁船部会	遊漁のルール・マナーの設定（白いか 釣の操業ルール等に関する協議）、連 絡・救助体制に関する協議、その他安 全講習等	令和 7 年 4 - 5 月（1 回） 令和 7 年 1 1 - 1 2 月（1 回）
協議会	第 2 回協議会の開催	令和 8 年 3 月（1 回）